

管理コード	制度事項(事項名)	該当法令	制度の状況	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容-提案理由	提案の分類	提案の内容	各府県等からの検討要請に対する取組	再検討要請	提案主体からの意見	「提案の分類」「提案の内容」の要旨	各府県等からの再検討要請に対する取組	再々検討要請	提案主体からの意見	「提案の分類」「提案の内容」の要旨	各府県等からの再検討要請に対する取組	再々検討要請	提案主体からの意見	「提案の分類」「提案の内容」の要旨	各府県等からの再検討要請に対する取組	再々検討要請	提案主体からの意見	「提案の分類」「提案の内容」の要旨	各府県等からの再検討要請に対する取組	再々検討要請	提案主体からの意見	「提案の分類」「提案の内容」の要旨					
10010	農地調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則の緩和	農地法4条4及び5第5号	農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	農地法第4条4及び5第5号の農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	農地法第4条4及び5第5号の農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	D				農地の生産意欲である農地は、食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を担っている。農地の生産意欲を維持するためには、農地が農地として利用され、食料や国土保全に貢献し、食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を担っている。																						
10020	農地法第4条4及び5第5号の農地に関する農地法第4条4及び5第5号の農地に関する林野法施行規則の緩和	農地法第4条4及び5第5号	農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	農地法第4条4及び5第5号の農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	農地法第4条4及び5第5号の農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	D				「農地法第4条4及び5第5号の農地に関する農地法第4条4及び5第5号の農地に関する林野法施行規則の緩和」																						
10030	農地法第4条4及び5第5号の農地に関する林野法施行規則の緩和	農地法第4条4及び5第5号	農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	農地法第4条4及び5第5号の農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	農地法第4条4及び5第5号の農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	C				「農地法第4条4及び5第5号の農地に関する林野法施行規則の緩和」																						
10040	農地法第4条4及び5第5号の農地に関する林野法施行規則の緩和	農地法第4条4及び5第5号	農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	農地法第4条4及び5第5号の農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	農地法第4条4及び5第5号の農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	C				「農地法第4条4及び5第5号の農地に関する林野法施行規則の緩和」																						
10050	農地法第4条4及び5第5号の農地に関する林野法施行規則の緩和	農地法第4条4及び5第5号	農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	農地法第4条4及び5第5号の農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	農地法第4条4及び5第5号の農地を転用する場合には、前述調整委員(各種施設用)の設置に関する林野法施行規則が適用され、農地法4条4及び5第5号により農地法第4条第1項第3号の農地法施行規則に基づき農地法第4条第2項第1号の農地法施行規則に定められた基準に従って許可される必要がある。	C				「農地法第4条4及び5第5号の農地に関する林野法施行規則の緩和」																						

